

香川県多面的機能支払交付金の解説

<Ⅱ 共同活動編>

【1）施設の軽微な補修】

香川県農政水産部農村整備課

目次

初めに	1
Ⅱ 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）	4
1）施設の軽微な補修	4
（１）機能診断・計画策定	4
ア 機能診断（必須）	4
2 4. 農用地の機能診断	7
2 5. 水路の機能診断	8
2 6. 農道の機能診断	9
2 7. ため池の機能診断	10
イ 計画策定	12
2 8. 年度活動計画の策定（必須）	12
（２）研修（機能診断・補修技術等の研修）	14
2 9. 機能診断・補修技術等に関する研修（必須）	14
（３）実践活動	15
3 0. 農用地の軽微な補修等（機能診断に応じて）	17
3 1. 水路の軽微な補修等（機能診断に応じて）	20
3 2. 農道の軽微な補修等（機能診断に応じて）	24
3 3. ため池の軽微な補修等（機能診断に応じて）	26



本稿で説明

初めに

2) 農村環境保全活動

(1) 計画策定 (必須)

- 34. 生物多様性保全計画の策定
- 35. 水質保全計画、農地保全計画の策定
- 36. 景観形成計画、生活環境保全計画の策定
- 37. 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定
- 38. 資源循環計画の策定

(2) 実践活動 (必須)

ア 生態系保全

- 39. 生物の生息状況の把握
- 40. 外来種の駆除
- 41. その他（生態系保全）

イ 水質保全

- 42. 水質モニタリングの実施・記録管理
- 43. 畑からの土砂流出対策
- 44. その他（水質保全）

ウ 景観形成・生活環境保全

- 45. 植栽等の景観形成活動
- 46. 施設等の定期的な巡回点検・清掃
- 47. その他（景観形成・生活環境保全）

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

- 48. 水田の貯留機能向上活動
- 49. 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全

オ 資源循環

- 50. 地域資源の活用・資源循環のための活動

(3) 啓発・普及 (必須)

- 51. 啓発・普及活動

終わりに



別冊 2) 農村環境保全活動で説明

初めに

3) 多面的機能の増進を図る活動(任意)

- 5 2. 遊休農地の有効活用
- 5 3. 農地周りの環境改善活動の強化
- 5 4. 地域住民による直営施工
- 5 5. 防災・減災力の強化
- 5 6. 農村環境保全活動の幅広い展開
- 5 7. やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
- 5 8. 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
- 6 0. 広報活動

終わりに



別冊 3) 多面的機能の増進を図る活動で説明

初めに

地域資源の質的向上を図る共同活動(以下「共同活動」)は農業者だけでなく、**非農業者を含めた地域住民**と一緒に活動することにより、地域の質的向上を図る内容になっています。

共同活動は以下の3項目から構成されています。

1) 施設の軽微な補修

2) 農村環境保全活動

3) 多面的機能の増進を図る活動

必須

このうち、**1) 施設の軽微な補修**と**2) 農村環境保全活動**は共同活動を実施する組織は**必須**となります。

3) 多面的機能の増進を図る活動は**任意**ですが、取り組まなかった場合、単価が5/6に減額となります。農地維持活動や長寿命化工事と比べ共同活動は考え方が複雑なところがあり書類を多く作成する必要がありますが、地域が抱える問題の解決手段の一つになります、実施していない地区は地域と話し合って、実施をご検討ください。

本稿では**1) 施設の軽微な補修**について説明します。**2) 農村環境保全活動**と**3) 多面的機能の増進を図る活動**は別冊で説明します。

Ⅱ 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

1) 施設の軽微な補修

(1) 機能診断・計画策定

ア 機能診断(必須)

24. ～27.

イ 計画策定(必須)

28.

(2) 研修（機能診断・補修技術等の研修）(必須)

29.

(3) 実践活動(機能診断に応じて)

30. ～33.

本稿で説明

2) 農村環境保全活動

(1) 計画策定(必須) 34. ～38.

ア 生態系保全

イ 水質保全

ウ 景観形成・生活環境保全

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

オ 資源循環

(2) 実践活動(必須) 39. ～50.

ア 生態系保全

イ 水質保全

ウ 景観形成・生活環境保全

エ 水田貯留機能増進・地下水かん養

オ 資源循環

(3) 啓発・普及(必須)

51.

別冊で説明

3) 多面的機能の増進を図る活動(任意)

増進活動 52. ～58.

60. 広報活動

別冊で説明

1) 施設の軽微な補修は以下の項目から成り立っています。

1) 施設の軽微な補修

(1) 機能診断・計画策定

ア 機能診断

- 24. 農用地の機能診断(必須)
- 25. 水路の機能診断(必須)
- 26. 農道の機能診断(必須)
- 27. ため池の機能診断(必須)

イ 計画策定

- 28. 年度活動計画の策定(必須)

(2) 研修(機能診断・補修技術等の研修)

- 29. 機能診断・補修技術等に関する研修(必須)

(3) 実践活動

- 30. 農用地の軽微な補修等(機能診断に応じて)
- 31. 水路の軽微な補修等(機能診断に応じて)
- 32. 農道の軽微な補修等(機能診断に応じて)
- 33. ため池の軽微な補修等(機能診断に応じて)

1) 施設の軽微な補修は「機能診断・計画策定」「実践活動」「研修」から構成されます。農地・農業用施設の機能診断を実施し、その結果をもとに補修等を行う活動になります。

ただし、「実践活動」のそれぞれの軽微な補修は機能診断の結果に応じて実施するかどうか判断します。

P4 より 1) 施設の軽微な補修の具体的な内容を説明します。

1) 施設の軽微な補修

(1) 機能診断・計画策定 ア 機能診断

(1) 機能診断・計画策定 ア 機能診断

活動計画書に位置付けた農地・農業用施設に対して状況確認を実施、施設の破損状況や老朽化の進行具合を経年的に把握して、必要な管理・補修計画を立てることによって、予防保全活動を適期に実施することを活動の目的にしています。毎年度実施する必須活動になります。



・経年劣化を把握するために、機能診断をした図面や写真、メモ等は大切に保管しましょう。



「点検」と「機能診断」の違い

よく農地維持の「点検」と共同の「機能診断」どう違うのかという質問が出ますが、「点検」は、施設の能力を低下させる状況が発生しないように、水路の泥の堆積状況やゴミの投棄状況や耕作放棄地の状態などを確認・記録するなどの活動を行うものであり、「機能診断」は、施設の管理・補修計画を立てるために行う、破損・老朽化の進行度合いの把握・記録などの活動を行うものです。簡単に言えば

「点検」⇒耕作放棄地の状態と今年度の営農に支障はないか確認

「機能診断」⇒今後の営農に支障はないか確認、及びその対策

となります。ただし、活動計画書に位置付けた農地・農業用施設を確認することは両活動とも同じなので、「点検」と「機能診断」は同じ日に実施することが効率的でしょう。

機能診断後は結果を共有し、今後の施設の管理・補修計画を考えましょう。

破損・老朽化なし⇒農地維持活動で維持管理更新

破損・老朽化軽微⇒共同活動軽微な補修で対応

破損・老朽化大⇒長寿命化工事または県営・団体営事業を検討

1) 施設の軽微な補修

(1) 機能診断・計画策定 ア 機能診断



外部の意見も参考に

機能診断にあたっては、土地改良事業団体連合会等の専門家に相談することが大切です。委託費用はかかりますが、専門知識により正確な機能診断が実施されます。なお、その場合であっても、地域の意見をしっかり伝えることが大切です。

機能診断に定められた様式はありませんが、農地維持の点検の様式や下記の委託資料などを参考に作成してください。

機能診断作成例 委託内容

黒羽地区環境保全活動組織

令和元年度

〈診断結果の記録管理〉

作業期間：令和元年7月26日～令和元年9月30日

施設区分	ため池		整備年度：		
施設名：			地区・区間等：		
機能診断			修復履歴		
実施時期 (年月日)	診断結果	診断担当者	修復区間等	実施時期 (年月日)	作業内容
R1.9.18	診断結果:今回異常なし (貯水状況) 写真番号:11	地元3名、県土連 真部、 阿部			
R1.9.18	診断結果:今回異常なし 堤頂、前法面、裏法面の草刈 は3回／年 写真番号:6,7,10	地元3名、県土連 真部、 阿部			
R1.9.18	診断結果:今回異常なし (洪水吐) 写真番号:3	地元3名、県土連 真部、 阿部			
R1.9.18	診断結果:今回異常なし (取水施設) 写真番号:9	地元3名、県土連 真部、 阿部			

1) 施設の軽微な補修

(1) 機能診断・計画策定 ア 機能診断

機能診断作成例 委託内容

(点検写真)

作業写真整理帳

No 1

活動組織名: 黒羽地区環境保全活動組織

写真番号: 6



実施年月日	令和1年9月18日
活動区分	☒ 基礎部分 ☐ 農村環境向上活動 ☒ 点検活動 ☒ 機能診断 ☐ 計画策定 ☐ 研修 ☐ 実践活動
施設又はテーマ	ため池
活動項目	『点検及び機能診断』
備考	橘谷池(堤頂)

写真番号: 7



実施年月日	令和1年9月18日
活動区分	☒ 基礎部分 ☐ 農村環境向上活動 ☒ 点検活動 ☒ 機能診断 ☐ 計画策定 ☐ 研修 ☐ 実践活動
施設又はテーマ	ため池
活動項目	『点検及び機能診断』
備考	橘谷池(前法面)

写真番号: 10



実施年月日	令和1年9月18日
活動区分	☒ 基礎部分 ☒ 農村環境向上活動 ☒ 点検活動 ☒ 機能診断 ☐ 計画策定 ☐ 研修 ☐ 実践活動
施設又はテーマ	ため池
活動項目	『点検及び機能診断』
備考	橘谷池(裏法面)

2 4. 農用地の機能診断(必須)

活動計画書に位置付けた畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行います。

【チェックポイント】

- ・農用地法面に侵食や水みちがあるか
- ・畦畔が崩れたり、低くなってはいないか、また、漏水していないか
- ・鳥獣害防護柵、防風ネット等の施設が正常に機能しているか破損がないか



(畦畔)
崩れたり、低くなっていないか

(農用地法面)
侵食や水みちがみられないか



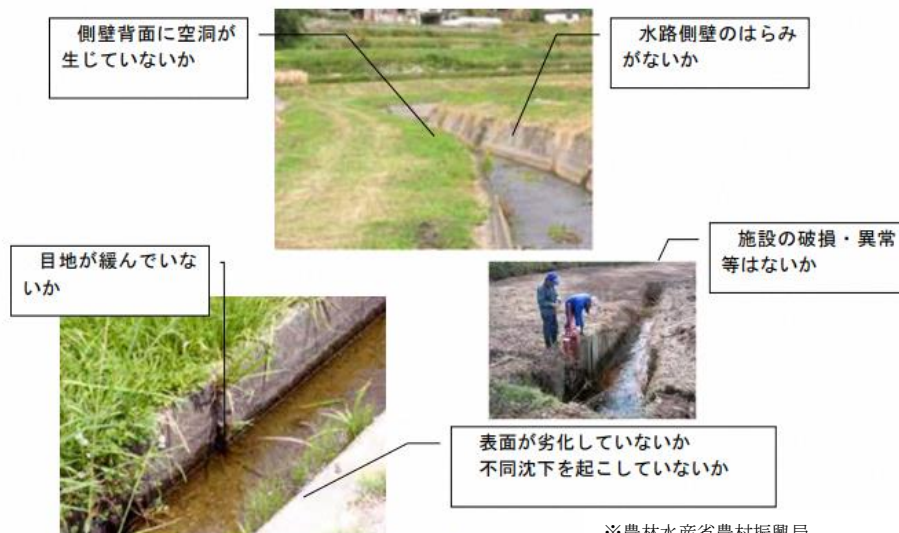
※農林水産省農村振興局
『地域資源の質的向上を図る共同活動の解説』より抜粋

25. 水路の機能診断(必須)

活動計画書に位置付けた水路やパイプラインまたはポンプ等の施設に対して状況の確認を行います。

【チェックポイント】

- ・目地が緩んでいないか、不同沈下を起こしていないか、表面が劣化していないか、土砂が堆積していないか
- ・側壁背面に土壌侵食により空洞が生じていないか、はらみがないか
- ・側壁背面の侵食状況はないか
- ・水路に付着する藻類の発生していないか
- ・ゲート、ポンプ、制御施設等について、作動に問題ないか。
- ・パイプラインが地表に露出している区間では、管の継ぎ目から漏水がないか



開水路の点検ポイント

※農林水産省農村振興局
『地域資源の質的向上を図る共同活動の解説』より抜粋



船岡池水系保全組合（高松市）

2.6. 農道の機能診断(必須)

活動計画書に位置付けた農道及び農道の施設に対して状況の確認を行います。

【チェックポイント】

- ・舗装面にひび割れや穴、窪み等の有無について、
- ・法面や路肩に崩れや亀裂、侵食等が生じていないかについて
- ・U字溝等の側溝本体部分に、ひび割れや欠け、不同沈下、コンクリート板の割れや倒れ込み等の破損や劣化等が生じていないかについて
- ・側溝の目地が欠ける等して空洞や隙間が生じたり、目地材が脆くなっているかについて
- ・側溝の裏込めに空洞が生じていないかについて



※農林水産省農村振興局
『地域資源の質的向上を図る共同活動の解説』より抜粋



防護柵や照明設備、道路反射鏡の破損等車両や歩行者の安全に関わるようなことを発見したときには、速やかに関係機関へ連絡してください。

27. ため池の機能診断(必須)

活動計画書に位置付けたため池及びため池の施設に対して状況の確認を行います。

【チェックポイント】

- ・ 遮水シートに、ひび割れ等の劣化や破損等が生じていないかについて
- ・ 堤体や周辺護岸等の張りブロックの目地に、ひび割れ等の劣化や破損等が生じていないかについて
- ・ 遮水シートやコンクリートブロック等が張られていない堤体内側の法面（水面に接する側）が浸食されていないか
- ・ 安全施設に問題はないか

(遮水シート)
破れていないか



(コンクリート構造物の目地)
張りブロックの目地が傷んでいないか



(堤体法面)
水面と接する部分が
侵食されていないか

※農林水産省農村振興局
『地域資源の質的向上を図る共同活動の解説』より抜粋

数年に一度は池干しをしよう



閉鎖空間であるため池は水質悪化しやすい環境ですが、池干しを行うことによって、水質の改善が期待されます。数年に1度は池干しを実施し、またあわせて水面下にある部分について状況の確認を行いましょう。



ため池の泥上げ・清掃を農業者と地元小学生や関係団体250名余りが協力し、三郎池のクリーンアップ作戦を実施。約2tものゴミを収集するとともに、景観整備や水質改善を図ることができた。淡水魚の専門家に依頼し、クリーンアップ作戦で捕れた魚等を種類ごとに分別し、地元の小学校にて出前授業を実施。

水・土・里ネット三郎池地域(高松市)

(1) 機能診断・計画策定
イ 計画策定

28. 年度活動計画の策定(必須)

活動計画書に位置付けた農用地、農業用施設に対して機能診断結果に基づいて、具体的な年度計画を**毎年度策定**します。活動において**必須項目**になるため、必ず作成してください。



計画を周知するため、地区の公民館や集会場に掲示したり、回覧版・広報誌等を活用したり、参加を構成員に呼びかける必要があります。

**農地維持や長寿命化工事と一緒に作成しましょう！**

農地維持の活動にも同様に年度活動計画の策定があります。
(2. 年度活動計画の策定)香川県では共同に取り組んだ地域は必ず農地に取り組んでいるので、農地維持と共同両方の年度活動計画を策定する必要があります。農地維持と共同の年度活動計画を策定すれば、業務の改善になります。また、長寿命化工事を実施している地区はあわせて工事内容もいつ実施するか記載しておけばより分かりやすくなります。特に**直営施工をいつ実施するか**記載しておけば、忘れなくて済みます。

特に定められた様式はありませんが、次ページの内容を参考に作成し、構成員へ周知をお願いします。

1) 施設の軽微な補修

(1) 機能診断・計画策定 イ 計画策定

(参考様式2-1-1)

組織名:○○活動組織

令和 2 年度活動計画(簡易) 農地維持・共同共通

内容等	活動項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
農地維持	計画策定・研修	年度活動計画の策定	○											
		事務研修				○								
		安全研修				○								
	農用地	点検									○			
		実践活動			○				○					
	農業用施設	点検		○										
		実践活動			○				○					
	地域資源の適切な保全管理のための推進活動						○							農業者の検討会の開催
共同活動	施設の軽微な補修	機能診断		○										
		年度活動計画の策定	○											
		技術研修					○							
		実践活動				○		○	○		○			
		(項目)				農地		水路	農道		ため池			
	農村環境保全活動	計画策定	○											
		実践活動		○										レンゲ祭り
		啓発・普及		○										レンゲ祭りに小学生を招待
	増進活動	増進活動						○						農村コミュニティの強化
		広報活動						○						近隣住民に周知
長寿命化	長寿命化工事							→ 水路工事			→ ため池工事			
	直営施工							○						準備工を実施
	総会		○											

(2) 研修（機能診断・補修技術等の研修）

2 9. 機能診断・補修技術等に関する研修(必須)

活動組織が自主的な機能診断及び簡単な補修等の予防保全活動が行えるよう、技術研修等を受けることにより、対象組織の技術の向上を目指すことを活動の目標としています。**必須活動**ですが、活動期間中に1回以上の実施で良いです。

活動組織でセミナーを探し受講しても構いません。自分で探すことが困難であれば、**促進協議会が主催する技術研修会**に参加してください。これは2～3年の頻度で活動組織を対象に開催している技術研修会で、軽微な補修の現地・座学研修です。

農地維持**3**. 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修とは項目が異なるので注意してください。

研修結果は共有しよう！

研修会の資料は出席者だけ見るのではなく、役員や構成員に配布するなどして組織全体のスキルアップを目指しましょう。**研修後は活動記録簿に記載し、資料は組織のファイルに保管しましょう。**活動記録簿は**お金が発生した、していないにかかわらず、多面で活動した内容はすべて記載する必要があります。**



技術研修会の様子

(3) 実践活動

実践活動は点検や機能診断に基づいて、活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設の軽微な補修等を行う活動で、以下の項目で構成されています。

- 30. 農用地の軽微な補修等
- 31. 水路の軽微な補修等
- 32. 農道の軽微な補修等
- 33. ため池の軽微な補修等

それぞれ**必須活動**ですが、機能診断の結果に応じて実施する活動となっています。例えば、水路の機能診断を実施した結果（機能診断は必須）、水路に特に異常が見当たらなかったため、水路の実践活動を実施しなかったということも可能です。

実践活動を実施しない場合は、機能診断の結果を十分に整理して、対外的に説明できるように努めてください。機能診断の結果がないにもかかわらず、活動を実施しなかったことはできません。

活動しなかった場合、実施状況報告書の実施欄は「×」を記載して、その理由を記載することになっています。次のページを参考に実施しなかった場合は記載してください。

（その場合であっても計画欄は「○」）

取組を考えよう！

軽微な補修等という文言だけ見れば、補修の一面が強い活動に思われるかもしれませんが、のり面にカバープランツを実施できるなど、維持管理の省力化に資する活動も実施することができます。

省力化が推奨される昨今の農業において多面交付金を活用すれば、地元の金銭的負担なしに実施することができます。共同活動に取り組んでいない地区や補修しかしていない地域も一度検討してみてはいかがでしょうか？

(実施状況報告書の例)

(2) 資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動項目		取組	計画	実施	備考	
施設の 軽微な 補修	機能 計画 診断 ・	24 農用地の機能診断	○	○		
		25 水路の機能診断	○	○		
		26 農道の機能診断	○	○		
		27 ため池の機能診断	○	○		
		28 年度活動計画の策定	○	○	実施日 4/10	総会で報告。自治会回覧
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	○	○	実施日 7/25	促進協議会主催の技術研修会に参加
	実践 活動	30 農用地の軽微な補修等	○	○		
		31 水路の軽微な補修等	○	○		
		32 農道の軽微な補修等	○	×	機能診断の結果、補修等を実施する箇所がなかったため	
		33 ため池の軽微な補修等	○	×	機能診断の結果、補修等を実施する箇所がなかったため	

実施しなかった理由を記載します。無記入やただ単に実施しなかったではいけません。機能診断の結果、災害、コロナ禍など対外的に説明できる理由を記載して下さい。

30. 農用地の軽微な補修等(機能診断に応じて)

機能診断結果に基づいて農用地で実施する活動であり、前ページの通り**必須活動**ですが、機能診断の結果に応じて実施する活動となっています。以下の内容が対象活動になります。機能診断の結果に応じて実施する項目を実践してください。なお、下記の項目以外は本項目に該当しないため、他の項目を実施したい場合は増進活動や長寿命化活動をご検討ください。

- ①降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。
- ②形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。
- ③暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。
- ④生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。
- ⑤鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。
- ⑥防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。
- ⑦きめ細やかな雑草対策
畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。

【補足説明】

②畦畔の補修について

上記②では形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うことが対象となります。この活動は原形復旧はもちろんですが、例えば、土壌モルタルを畔塗り機等で利用して畦畔を被覆するなどの方法も該当します。ただし、土の畦畔をコンクリート畦畔にすることも大幅な機能向上に当たるためできません。ただし、畦塗り機を使用して広範囲に畦塗りを実施及び嵩上げした場合は、増進活動**55**. 防災・減災力の強化に該当します。

【補足説明】

⑤鳥獣防止柵について

近年、イノシシなどの鳥獣害が社会問題になっています。多面活動では鳥獣害防護柵の設置等について支出が可能です。柵を設置したい場合は、構成員と話し合っ、活動計画書に位置付けてください(農地維持編参照)。

簡易な補修(断線箇所の復旧、柵の補修など)

→農用地 6. 鳥獣害防護柵等の保守管理

・本格的な補修(ソーラーの交換など)

→共同活動 30. 農用地の軽微な補修等

・鳥獣害防護柵の設置

→共同活動 30. 農用地の軽微な補修等

・総合的な鳥獣被害防止のための対策施設の設置

→共同増進活動 53. 農地周りの環境改善活動の強化

(ただ防護柵を設置しただけではこの要件に該当しない(その場合は30)。防護柵と合わせて、罾等を設置し総合的に農地周りの環境改善活動の強化を実施する必要がある)



長寿命化に鳥獣害防護柵の要件がないことに注意

【補足説明】

⑦きめ細やかな雑草対策について

昨今維持管理の省力化が推奨されています。この活動では畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うことが対象となります。カバープランツに取り組んだ地域では草刈りが年1回になり維持管理が楽になった声があります。近年では様々な商品が開発されています。皆さんぜひ、地域をのり面の省力化に取り組みませんか？



「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」等への完全移行までの間きめ細やかな雑草対策として、例えば月1回の草刈りを実施する事を計画に位置付け、周年、雑草が伸びないようにする事など、通常の草刈りと異なる場合は対象とします。

1) 施設の軽微な補修

(3) 実践活動 30. 農用地



鳥獣防止柵の設置
飯山広域協定（丸亀市）

ため池で芝（ムカデ芝）の植栽を行いました。



ムカデ芝の苗をポットから出し、等間隔で植栽(6月)しました。
法面の下地作りに苦劳しましたが、良い思い出となりました。

植栽芝の散水を行いました。



植栽後は、夕方に散水(約3ヶ月間)を動力ポンプで行いました。
夏季であったため、芝を枯らさないように散水管理を行いました。

亀田南町環境保全組合（高松市）

3 1. 水路の軽微な補修等(機能診断に応じて)

機能診断結果に基づいて水路で実施する活動であり、**必須活動**ですが、**機能診断の結果に応じて実施する活動となっています。**以下の内容が対象活動になります。機能診断の結果に応じて実施する項目を実践してください。なお、下記の項目以外は本項目に該当しないため、他の項目を実施したい場合は増進活動や長寿命化活動をご検討ください。

- ① 柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。



- ② U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

- ③ コンクリート構造物等の表面が一部劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。



※農林水産省農村振興局
『地域資源の質的向上を図る共同活動の解説』より抜粋

- ④水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。
- ⑤柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食によって空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。



- ⑥除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。



- ⑦法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。
- ⑧パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。
- ⑨きめ細やかな雑草対策
農用地を参照

※農林水産省農村振興局
『地域資源の質的向上を図る共同活動の解説』より抜粋

- ⑩水路や付帯施設の破損個所や老朽化した個所の補修等の対策を行うこと。
- ⑪特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。



- ⑫特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために、給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。



給水栓ボックス内の保温状況

- ⑬空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン付帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。
- ⑭アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

※農林水産省農村振興局
『地域資源の質的向上を図る共同活動の解説』より抜粋

共同活動工事と長寿命化活動工事の違い

共同活動工事と長寿命化活動工事の違いについて活動組織からよく質問されます。確かに、似たようなことが出来るので、組織はどちらを活用すればよいかわかるかもしれません。簡潔に言えば共同は既存の構造物を再利用、長寿命化は新設というイメージです。下記に具体例を紹介します。

もし、活動がどちらに該当するか判断つかない場合は、市町の担当者にお尋ねください。

例1) 水路が破損

- ・既存水路にモルタル・コンクリート等で補強⇒共同活動
- ・フリームなどの2次製品水路を新設・更新⇒長寿命化活動

例2) 安全柵が老朽化

- ・鋼材等を用いて補修・補強または機能を向上させない新しいものに取り替える⇒共同活動
- ・簡易金網フェンスを二次製品の柵に取り替える(機能向上)
⇒長寿命化活動
(もともと柵がない所に設置する場合は長寿命化活動)

例3) 農道が破損

- ・アスファルト乳剤系やセメントミルクなどで簡易補修⇒共同活動
- ・舗装の打ちかえ⇒長寿命化活動
(もともと舗装がない所に舗装する場合は長寿命化活動)

例4) フロック積が老朽化

- ・コンクリート等で簡易補強⇒共同活動
- ・更新工事を実施⇒長寿命化活動

専用の工具でゲートの錆を落とした後、腐食防止のためのペンキ塗装を行い施設の長寿命化を図った。



八丁・山王環境向上会（観音寺市）

32. 農道の軽微な補修等(機能診断に応じて)

機能診断結果に基づいて農道で実施する活動であり、**必須活動**ですが、**機能診断の結果に応じて実施する活動となっています。**以下の内容が対象活動になります。機能診断の結果に応じて実施する項目を実践してください。なお、下記の項目以外は本項目に該当しないため、他の項目を実施したい場合は増進活動や長寿命化活動をご検討ください。

- ①降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。



路肩の侵食と路面下の空洞

- ②軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。



樹園地のモノレール

※農林水産省農村振興局
『地域資源の質的向上を図る共同活動の解説』より抜粋

③破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。



穴・窪みの補修（路面）
（アスファルト合材による補修）



ひび割れの補修（路面）
（アスファルト乳剤系補修材による補修）

※農林水産省農村振興局
『地域資源の質的向上を図る共同活動の解説』より抜粋

④きめ細やかな雑草対策
農用地を参照

⑤U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

⑥側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

⑦側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。

一輪車を持参して、コンクリートの順番待ち・・・



各自が一輪車を持ち込み、コンクリートの配給を待っているところです。作業には2時間近くを要しました。

北村地域活動組織（三豊市）

33. ため池の軽微な補修等(機能診断に応じて)

機能診断結果に基づいて農道で実施する活動であり、**必須活動**ですが、**機能診断の結果に応じて実施する活動となっています。**以下の内容が対象活動になります。機能診断の結果に応じて実施する項目を実践してください。なお、下記の項目以外は本項目に該当しないため、他の項目を実施したい場合は増進活動や長寿命化活動をご検討ください。

- ①遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。
- ②コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。
- ③コンクリート構造物等の表面劣化が一部発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。
- ④堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。



侵食が生じているため池堤体

- ⑤構造物や安全施設（フェンス、柵等）の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。



洪水吐底板（コンクリート）の欠損

欠損部分

破損部分



古い樋管（陶製）の破損

⑥きめ細やかな雑草対策
農用地を参照

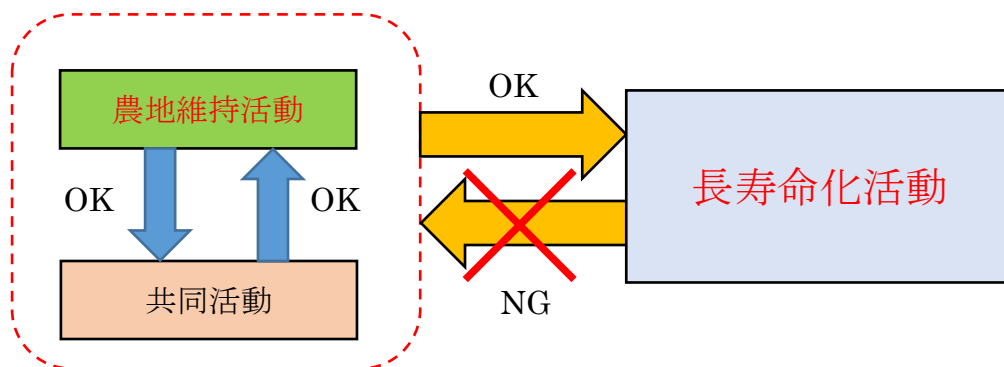
⑦アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。



資金を流用しよう！

共同活動の費用が足りない、もしくは長寿命化の工事費用が足りない場合、資金を流用することができます。

ただし、長寿命化から農地維持・共同への流用は出来ません。



活動計画書に位置付けた活動を全て満たしたうえで行うことが必須です。
例えば、草刈りを年3回するところを年1回にして、その浮いた資金を別の活動に流用することはできません。



水路の目地詰め

片上地域資源保全会（三豊市）